|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 全倉運関西地連 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃金に関する要求 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【正規労働者】  １　賃金引き上げ統一要求基準  　 （1）「5％（定昇実施と賃金カーブの確保〔2.0%〕ならびに生活水準の維持と向上分〔3.0％〕）  　　　　＋α（産業としての賃金水準の底上げならびに企業間、職種間格差の是正、単組要求額  加算分）」とする。  ２　年齢別保障賃金   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 年齢等 | 25歳  (扶養0人) | 30歳  (扶養2人) | 35歳  (扶養3人) | 40歳  (扶養3人) | 45歳  (扶養3人) | | 賃金額 | 23万円 | 28万円 | 33万円 | 38万円 | 43万円 |   ※単身独立生計者の場合は、年齢別保障賃金から家族手当などを差し引いた金額を目安とする。  ３　初任給の基準  高卒：185,000円、短大卒：195,000円、大卒：218,000円  【非正規労働者】  １　産業別最低賃金（臨時・パート労働者）  　・倉庫業で働いている臨時・パート労働者に関する企業内最低賃金制度として協定化するよう検討し、可能な限り春闘要求とする。  時給：1,500円以上、日給：10,500円以上、月額：210,000円以上 | | １　完全週休二日制の要求内容  (1)土曜日と日曜日を休日とした週休二日制を実施すること。  (2)所定内労働時間は、1日7時間、週35時間以内とすること。  (3)実施に伴って賃金を低下させないこと。  ２　労働時間短縮と休日・休暇の増日  (1)「平日拘束8時間以内、実働7時間以内」、「週35時間以内」を原則とする。  (2)休日や休暇の増日、時間外と休日労働の割増賃金の改善を進め、「全倉運の労働条件に関する到達基準」の達成をめざす。  (3)メモリアル休暇の新設と拡充を図り、取得体制を進める。  ３　時間外労働の削減と不払い残業の根絶  (1)36協定の遵守と特別条項に関する厳格な運用を強めるなど、職場内の協定遵守活動に取り組む。また、労働時間管理の使用者責  任と割増賃金支払いの遵守を求め、不払い残業の解消を求める。   1. タイムカードの導入など、出退勤簿の整備などによって始業時間と終業時間（休日労働を含む）が明確に確認できるよう労   働時間の管理体制を確立する。   1. 時間外・休日労働に関する指示系統と管理監督のあり方を明確にする。 2. 残業時間は実態どおり申告でき、申告内容に対する不当な制限や改ざんを許さず、不利益扱いはしないことを明確にする。   ４　定年延長と継続雇用制度の拡充  (1)65歳までの雇用確保の取り組み  　　・65歳定年延長を基本にした労使協議を進めるとともに、継続雇用制度導入の取り組みも定年延長と同様の内容となるよう、  　　　希望者全員の65歳までの雇用継続確立を継続する。  　(2)65歳から70歳までの（就業）確保の取り組み  　　　・65歳以降の希望者の就労は、「雇用されて就労を原則」とし、「65歳までの雇用確保」に準じて、70歳までの継続雇用制度の  　　　　導入、定年の引き上げを基本に取り組む。  ５　退職金の到達基準   1. 勤続年数別の最低保障額   ・勤続20年＝700万円以上、勤続25年＝1,200万円以上、勤続30年＝1,800万円以上、勤続35年＝2,500万円以上   1. 定年60歳の退職金の到達目標額   ・勤続38年以上＝3,000万円  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘  交渉時 | ・夏季一時金は、「春夏型」を基本として「例月賃金の3.0か月分」を基準とする。  ・年末一時金は、秋年末闘争を基本にして同基準の「3.0か月分」とする。  ・また、すべての単組が例月賃金の2.5か月分以上の一時金を確保し、一時金指数  　の回復を進めて年収水準の引き上げを図る。 |
| 季別  交渉時 | ・上記と同じ |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 3月13日 | 3月27日 | 4月3日　全倉運「春闘勝利総決起集会」（地区ごとに開催） |
| 夏季 | 別途設定 | 別途設定 |  |
| 年末 | 別途設定 | 別途設定 |  |

※本表は、大阪府の設定項目により作成しているため、各産別等の統一要求方針の全てを記載しておりません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、“一時金関連”のみ記載しています。